

平成30年度の総合事業指定に係るQ&A

指定関係	
質問	
1	<p>今回行う事務手続の趣旨は何か。</p> <p>平成30年3月31日で、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の有効期限が満了となります。平成30年4月1日以降も要支援又は事業対象者へサービスを提供するために必要な指定手続となります。</p>
2	<p>今回の指定申請を行わなかった場合、後日改めて指定を受けられることはできるのか。</p> <p>改めて指定を受けることは可能ですが、申請から指定まで期間を要するため、申請直後からサービス提供を行うことはできません。</p>
3	<p>今回の指定によって、事業所番号は新規付番となるか。</p> <p>事業所番号は現在の番号を引き続き使用となります。 平成29年4月1日以降に地域密着型通所介護と介護予防通所介護の指定を一体的に受けている事業所は、地域密着型通所介護の事業所番号の継続利用となります。</p>
4	<p>今回申請した際の総合事業指定有効期限はいつまでか。</p> <p>現行の(介護予防)地域密着型サービス事業若しくは県指定の期限と同一となります。</p>
申請書類関係	
質問	
5	<p>定款へ総合事業についての内容を記載する場合の文言に決まりはあるか。</p> <p>定款に記載する総合事業の文言については、介護保険法第115条の45第1項に規定する総合事業を指す内容であれば特に指定はしません。 例：介護予防・日常生活支援総合事業 など</p>
6	<p>運営規程は総合事業単独のものを整備する必要があるか。</p> <p>運営規程は、内容が網羅できているれば一体的に運営するものと同一書面にて整備をしても結構です。</p>
7	<p>勤務形態一覧表はいつ時点のものを提出すればよいか。</p> <p>指定申請書を提出する際は、平成30年1月の勤務形態一覧表を添付してください。提出後に人員に変更が生じた場合は、速やかに修正後のものを提出してください。</p>
答え	

8	資格を証するものの写しは、全員分の添付が必要か。	既に居宅サービスの変更届等で提出しているものについては提出を省略できます。
9	資格を証するものの写しは、個人の持つ資格証全て添付の必要があるか。	資格を証するものの写しは、従事する職種に必要なもののみで結構です。例えば、看護職員専従の方は看護師（准看護師）の資格証のみで、介護福祉士の資格を持っていても提出不要です。
10	指定申請書の指定申請をする事業の事業開始予定年月日及び既に指定を受けている事業の指定年月日の記載について	開始予定年月日のみ平成30年4月1日としてください。 既に指定を受けている事業の指定年月日については空欄で結構です。
11	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書の指定年月日や異動年月日、算定開始日はいつにすればよいか。	指定年月日及び算定開始日は平成30年4月1日としてください。 異動等の区分については新規としてください。 異動年月日については空欄で結構です。
12	運営規程や重要事項説明書、契約書について既に総合事業に対応したものを整備している場合、現行のものを提出してもよいか。	既に総合事業の内容のものを整備していれば、そちらの提出で結構です。
利用者関係		
	質問	答え
13	他市町村にお住まいの利用者について	小山町指定の事業所が行う総合事業は、小山町にお住まいの方しか原則利用できません。
14	現在、市外に住んでいる利用者がいる。平成30年4月1日以降も継続して利用したい場合はどうすればよいか。	市外の方が平成30年4月1日以降も継続して利用するためには、事業所から利用者がお住まいの市町村に対して、別途指定申請を行う必要があります。手続き内容については、申請先の市町村までお問い合わせください。
15	平成30年4月1日以降に、新規で市外に住んでいる人の利用は可能か。	市外にお住まいの方の利用については、現住所地での指定が必要となるため、利用希望があった段階で必ず市町村担当課へご相談ください。